

臨戦体制強化に伴い、昭和十八年六月二十六日、社団法人日本美術及工芸統制協会（美統）が組織された。定款には目的と事業内容が次のように記されている。

第三條 本會ハ皇國文化ノ精華タル美術及工藝技術ノ保存竝ニ振興ヲ圖リ、之ガ製作、販賣、交易等ニツキ國家目的ニ即應シタル綜合的指導統制ヲ行ヒ併テ一般工藝産業ノ健全ナル發達ヲ圖ルヲ以テ目的トス

第四條 本會ハ前條ノ目的ヲ達成スル爲左ノ事業ヲ行フ

一、藝術保存ヲ要スル美術品ノ製作者竝ニ技術保存ヲ要スル工藝品及其ノ生産者ノ認定

二、美術品及工藝品ノ原材料ノ配給統制

三、美術品及工藝品ノ販賣統制（書畫骨董ヲ含ム）

四、藝術保存又ハ技術保存ヲ要スル工藝品ノ生産數額ノ割當竝ニ其ノ登録及證紙ノ發行

五、技術保存ヲ要スル工藝品ノ検査、格付及販賣價格ノ決定

六、生活必需工藝品ノ改善及規格ノ統一竝ニ優良生活必需工藝品ノ選定

七、美術品及工藝品ノ製作ニ必要ナル附屬技術者ノ指導統制

八、美術品及工藝品製作ニ必要ナル用具ノ生産指導竝ニ配給統制

制

九、本邦美術品及工藝品ノ海外紹介竝ニ輸出ノ斡旋

一〇、内外ニ於ケル美術及工藝ニ關スル展覽會ノ開催又ハ後援

一一、美術及工藝ニ關スル指導奨勵及調査研究

一二、其ノ他本會ノ目的達成上必要ナル事業

このように、美統は美術および工芸界を国家目的に即応する体制に組み込むことを目的として成立したもので、製作者、生産者の認定、原材料の配給および作品販売の統制といった作家、生産者の生活に直接影響する事柄を司どることになった。日本画、油絵・水彩、彫塑、工芸美術、産業工芸の五部会が置かれ、左記の十七名が役員に選ばれた。

会長 吉野 信次 理事長 児玉 希望

理事 豊田 雅孝 阿原 謙蔵 橋本 政実

山口 蓬春 木村 莊八 辻 永

石井 鶴三 加藤 顕清 山崎覚太郎

高村 豊周 中村 忠充 国井喜太郎

日野 厚

監事 太田 三郎 大島 永明

本校工芸部教官の高村豊周と山崎覚太郎は夫々施設部長、審議室主査兼販売統制部長として美統に深く関わった。また、他の教官も多くが部会委員として名を連ねた。

⑯ 金属回収と本校の銅像

昭和十六年八月金属類回収令公布以後、軍需物資生産のための金属回収が始まり、十七年五月には寺院の仏具、梵鐘等の強制供出が命ぜられ、本校の銅像も危機に直面した。

昭和十八年六月七日、本校長は文部省総務局長より

官廳所屬金屬類特別回收ノ實施ニ關シテハ昭和十六年度以來各局部ノ御協力ニ依リ相當ノ成果ヲ納メタルモ大東亞決戦下鐵、銅、鉛等戰略物資ノ供給力ヲ確保シ緊迫セル戦局ノ現段階ニ即應シ戦力増強ニ資センガ爲尙一層強力ナル金屬類非常回收ヲ實施スベク本年度ニ於テ之ガ實施ニ當リ曩ニ閣議決定アリタルニ付本省ニ於テモ積極的ニ協力ノ實ヲ擧ゲテ國策ノ要請ニ應ヘ以テ本回收ノ趣旨貫徹ニ貢獻致度貴官ニ於テモ尙一層ノ御協力方相煩度ニ付テハ別紙要項ニ基キ昭和十八年度金屬類非常回收實施計畫樹立ノ上速急ニ着手相成様致度依命此段及通牒〔別紙省略〕

という極秘通牒を受けた。七月、本校は回収対象物件のうち、鉄製書類戸棚（大四、小三）、鉄製衣更戸棚（中一）を、翌十九年三月には放熱器（五十一）、ボイラー（二）、パイプ（百本）等の鉄製品を供出した。

銅像も右の回収対象とされたが、特に銅像については文部省は五月三日付通牒によつて銅像調書の提出を命じたので、本校は校内に建てられていた銅像、銅碑二十点について報告した。次いで六月十九日付で次の極秘通牒が発せられた。

昭和十八年度銅像等ノ非常回收實施ニ關スル件

大東亞決戦ノ新段階ノ進歩ニ伴フ銅ノ需給益々緊切ナル狀況ニ鑑ミ之ガ一方策トシテ銅像等ノ非常回收ヲ斷行シ之ガ供給力ヲ増大シ以テ聖戰完遂ニ邁進スルコト、相成リタルヲ以テ本回收ノ重要性ヲ深く認識シ本回收ノ實ヲ擧クベク格段ノ御協力相煩度ニ付

テハ別紙要綱ニ基キ之ガ實施ニ當ツテハ遺憾ナキ様萬全ノ措置ヲ講ゼラレ度依命及通牒

〔別紙〕

昭和十八年度銅像等ノ非常回收實施要綱

第一、回收ノ對象

一、回收ノ對象ハ銅像（胸像ヲ含ム）及銅碑トス 但シ左ニ掲クルモノハ之ヲ除ク

(イ) 皇室、皇族、王族ニ關スルモノ及神像

(ロ) 佛像等ニシテ直接信仰ノ對象トナリ又ハ禮拜ノ用ニ供スルモノ

(ハ) 國寶指定又ハ重要美術品等認定アルモノ

(ニ) 特ニ國民崇敬ノ中心タルモノ

二、回收ヨリ除外スベキモノ、認定ハ中央ニ於ケル委員會ニ於テ之ヲ行ヒ其ノ重要ナルモノニ付テハ閣議ノ採定ヲ經ルモノトス

三、第一項但書ニ額當スルモノニシテ回收ヨリ除外セラルベキモノ又ハ之ニ準ズルモノ（美術上ノ見地ヨリ除外スベキヤ否ヤ疑義アルモノヲ含ム）ニシテ部局ニ於テ特ニ回收ヨリ除外スルヲ要スルモノト認ムルモノアラバ之ガ詳細ナル事項（作者、由緒、理由等）ヲ記載シタル調書ヲ本月末日マデニ必ズ本省ニ提出スルモノトス

第二、回收物件ノ處理

一、物件中容易ニ撤去解體シ得ルモノニ付テハ拂下部局ノ責任ニ於テ撤去解體シタル上回收機關（金屬回收統制株式會社）ニ

引渡スモノトス

二、撤去ニ相當ノ努力ヲ必要トスルモノハ回收機關ヲシテ之ヲ撤去シ現場ニ於テ解體ノ上回收セシムルモノトス

三、胸像類ニシテ其ノ儘秤量並運搬シ得ルモノハ原則トシテ現場ニ於テ解體セシメサルモノトス

四、撤去ニ付テハ特ニ鄭重ヲ期スル要アルベキヲ以テ必要ニ依リ學生生徒ノ勤勞奉仕ヲナサシムル如ク措置ヲトルモノトス

第三、回收シタル銅像ノ跡ハ適當ナル方法ヲ以テ標示シ且銅像ハ寫眞撮影ヲナシ之ヲ適當ナル個所ニ保存スル等ノ措置ヲ講ズルモノトス 尙特殊ノ銅像ト謂モ原型ノ型取りノ爲回收ニ遅延ヲ招來セシメザル様措置ヲ講ズルモノトス

實施時時期報告其他本要綱ニ記載ナキ事項ニ付テハ六月七日附發總一二五號通牒ノ要綱ニ依リ第一次ニ實施スベキ物件ト同様ニ取扱フモノトス

この通牒に依り本校は合計二十件の銅像調査を作成、提出し、追って次の銅像回収除外調査を提出した。

銅像非常回收除外ヲ要スルモノ、調査

一、岡倉天心像

帝國藝術院會員 平柳田中作

右ハ濱尾新、フエノロサ等ト共ニ本校創立ノ事ニ當リ後本校長トナリタル岡倉覺三氏ノ全身像ニシテ横山大觀等門下生並ニ縁故者ノ篤志ニヨリテ建造セラレ本校ニ寄附セラレタルモノナルガ本校ニ於テ設計セル和風建築六角堂ニ之ヲ安置スルモノナリ

岡倉氏ハ本邦美術ノ保存宣揚ト美術教育ニ多大ナル功績ヲ遺シタルノミナラズ世間周知ノ如ク夙ニ ASIA IS ONE ト叫ビ東洋ノ覺醒ヲ呼號シタルモノナルガ其ノ思想ハ東洋ノ被壓迫民族ニ大ナル衝動ヲ與ヘタルモノニシテ、先年印度ノタゴール翁來朝ノ際岡倉氏ノ遺業トシテ本校ヲ訪ヒタルコトアリ 近クハ印度ノチャンドラ・ボース氏ガ微行來校セルモ岡倉氏創建ノ文化施設トシテ多大ノ關心ヲ有セルニ因ルモノ、如ク、又最近安南ヨリ渡來ノ畫家モ本校來訪ノ際岡倉先生ノ銅像ニ誘引シ其ノ背後ニ刻スル ASIA IS ONE ノ銘文ヲ示シタル處頗ル感得スル所アルモノ、如カリキ 今後大東亞共榮圈ヨリ來訪ノ文化人ハ必ずヤ本校ヲ訪フベク、本校ヲ訪フモノハ亞細亞ニ光明ノ烽火ヲ舉ゲタルコノ先覺ノ遺像ニ接シテ甚大ノ感激ヲ受クルコト、思ハル、ヲ以テ當ニ本校生徒ノ精神教育上又銅像彫刻ノ教材トシテ重要ナルノミナラズ將來亦本邦美術史上ノ巨人ノ記念タルノミニ止ラズ亞細亞ノ興隆ヲ物語ル偉大ナル記念像ナリト思ハル、ヲ以テ回收ヨリ除外セラレ永世保存ノ途ヲ計ランコトヲ希望ス

二、橋本雅邦胸像

元文展審査員 白井保次郎作
元本校教授

三、川端玉章胸像

武石弘三郎作

四、寺崎廣業胸像

帝國藝術院會員 內藤 伸作

五、黒田清輝胸像

「マ」 文展無鑑査 高村光太郎作

六、石川光明胸像

帝國藝術院會員 朝倉 文夫作

七、竹内久一胸像

元文展審査員 沼田 一雅作
元本校教授

八、高村光雲胸像

文展無鑑査 高村光太郎作

九、白井保次郎胸像

故帝國藝術院會員
本校教授 建昌 大夢作

十、加納夏雄胸像

元文展審査員 米原 雲海作

十一、海野勝珉胸像

元本校教授 海野 美盛作

十二、大島如雲胸像

文展無鑑査 新田藤太郎作

十三、白山松哉胸像

元本校教授 水谷 鐵也作

十四、久米桂一郎胸像

帝國藝術院會員 北村 西望作

十五、大村西崖胸像

同 朝倉 文夫作

十六、白濱 徹胸像

元本校教授 水谷 鐵也作

右二乃至十六ノ胸像ハ孰レモ本校教授ノ紀念像ナルガ(一)之等ノ

人士ハ明治大正美術界ニ大ナル足跡ヲ印シタル巨匠ニシテ美術

史的遺像ナルト(二)之等銅像ノ製作者ハ何レモ當代ノ名手ナルヲ

以テ製作トシテ極メテ優秀ナルハ言フ俟タサル所ナルガ之等ノ

銅像ノ一大特色ト稱スベキハ製作者ガ之等人士ノ門下又ハ親子

同僚トシテ日夕親炙シ敬愛セル人士ヲ製作セルモノナルタメ或

ハ寫眞ニヨリ或ハ想像考證ニヨリテ製作セルモノト其ノ趣ヲ異

ニスル點ニシテ之レ製作ノ優秀ナル所以ニシテ亦遺像トシテ突

々精采アリテ肖像彫刻ノ標本トシテノ價值極メテ大ナリ 之レ

之等銅像ノ貴重ナル所以ナリトス

而シテ本校ニ於テハ彫刻科ニ於テハ専ラ彫像ノ製作ヲ教授シ又

工藝科鑄金部ニ於テハ之等ノ鑄造ヲ教授シ居ルヲ以テ之等ノ銅

像ハ悉ク生徒教育ノ教材ニシテ、教材トシテハ銅像其モノノミ

ナラズ臺座ノ形式構造、建設ノ場所、背景、周圍ノ狀況等銅像

製作ノ効果ヲ左右スル種々ノ條件ヲ研究スルヲ要スルヲ以テ岡

倉天心像ノ如ク日本の建築内ニ安置シ又ハ庭上ニ建造シ又ハ室

内ニ置ク等標本的觀點ヨリ製作配置セルモノニシテ之等銅像ハ

悉ク本校生徒ノ教育資料トシテ重要不可缺ノモノナルニ付本校

建學ノ趣旨並ニ教科ノ特質ヲ考慮セラレ特ニ回收ヨリ除外セラ

レンコトヲ希望ス

〔追加〕

一、青銅時代 佛國ロダン作

右ハ佛國彫刻家ロダンノ作品ニシテ著名ナルモノナリ、本校生

徒教育ノ資料トシテ重要ナルモノニ付、回收ヨリ除外セラレン

コトヲ希望ス

一、海邊の夏 岡本金一郎作

一、立てる男 進藤 武松作

右二點ハ何レモ文部省美術展覽會ニ於テ優秀ナル作品ト認メラ

レ政府買上トナリタルモノニシテ本校ニ於テ教材トシテ利用シ

居ルモノナルヲ以テ回收ヨリ除外セラレ度

この回收除外調書が認められてか、十八年度については本校の銅

像は回收を免れたが、十九年四月、今度は東京都長官より本校校長

に対して銅像回收の申し入れがあった。その説明書「応召銅像碑の

供出に就て」によれば、回收の対象は(一)皇室、皇族、王族に関する

もの及び神像(二)仏像にして寺院等の本尊たるもの(三)特殊回收銅物件

審査員会に於て存置するものと決定したるものを除く全てであつ

て、回收にあつては応召式や供養式をやるのは自由だが、そのため

に回收が遅延することがあってはならないなどと威圧的な指示がな

された。その回答を出す前に本校改革が実施されて永井浩が校長事

務取扱となったが、永井は竹内久一胸像と川端玉章記念銅碑の二点を供出することとした。ただし、その回答文書には十九年五月十八日提案とあるのみで、発送欄は空白となっているので発送には至らなかったと考えられる。川端玉章記念銅碑の方は別に銅像があり、竹内久一銅像の方も別に長愛之原型制作の銅像があるため回収対象とされたのである。なお、永井に続いて校長に就任した上野直昭もこの二基の譲渡申込書を作成（十九年六月五日）したが、それも発送に至らなかった模様である。さらに、十九年九月十五日には下谷区長山口寛雄から本校に対し、大島如雲胸像、白井雨山胸像、フェノロサ全身像を供出して頂きたいという申し入れがあった。回収実施は三日後で、自力で集荷場まで運搬して来いという乱暴な申し入れで、しかも「フェノロサ全身像」（本校にあるのは胸像を線刻した石碑）などという実在しないものまで挙げるという粗忽な誤りを犯している。それに対する回答の記録は現存していない。

このように、本校の銅像の一部は供出の危機に晒されたものの、幸いそれを免れ、全て現存している。しかし、民間の銅像の多くが供出され、錆潰され、戦争資材として消費されたのであった。

⑰ 戦時下の学生生活

野見山曉治氏談

〔本稿は昭和六十年三月十九日に野見山氏のお宅でお話を伺った際の録音（聞き手、村田哲朗）を纏めたものである。その本校在学時代（昭和十三年～十八年）は、氏が『祈りの画集 戦没画学生の記録』（93頁参照）に記しているように、まさに「戦争に向って雪崩現象を起こしている時世」であった。〕

受験の頃

私は福岡県の出身だが、中学の絵の教師は日本画の先生で、日本画をやれと盛んに私に勧めたものだ。日本画ならば指導できるが、油画の入学試験は自分にはわからないということだった。石膏像は描かされていたが、先生の専門ではなく、四年のとき、私は東京美術学校（以下美校と略す）の油画科を受験したが不合格だった。

中学の卒業試験を終えて直ぐに上京した私は、田舎の先輩の画家の厚意に甘えてそのアトリエに住むことにし、乃木神社の下にあった小林万吾の画塾、同舟舎へ行って、そこでデッサンの受験勉強を始めた。当時、美校の予備校といえは本郷研究所、川端画学校、およびこの同舟舎で、それは小林先生の邸内にあり、三、四十人ぐらの生徒が石膏デッサンをやっている、普段は、同じ邸内に家をもらって住んでいた前田という助手が指導していた。私が入ったのは入試まであと一カ月半という時であったから、教室はもう殺気だつていて、前田さんはいち／＼私に、パンでこうやって消すんだ、などと初歩的なことを面倒くさそうに言っていた。私のデッサンが余程かけ離れて、つまらなく見えたためだろう。

入試の一週間か四、五日前にコンクールがあり、前田さんが見立てて皆のデッサンをトップから順に並べた。私と同じく中学を出たで、まだ一カ月半くらいしかやっていない四、五人のものは、歯牙にもかけないといった感じで一番最後の方に並べられた。並べ終わって前田さんが小林先生を呼びに行くと、先生がやって来て――私が先生に会ったのは入所の挨拶の時とこの時の二回だけだった。